

新制度の給付奨学生の皆さまへ

日本学生支援機構 給付奨学生の7月在籍報告について

熊本県立大学学生支援課

日本学生支援機構の新制度給付奨学生は、採用後、毎年3回（4月・7月・10月）在籍報告の手続きが必要です。

7月の在籍報告は、令和4年6月までに新制度(修学支援法に基づく)給付奨学生として採用された方です。

下記期限までに、スカラネット・パーソナルより手続きを完了してください。

期限までに報告しなかった場合、令和4年8月分の給付奨学金の振込みが止まります。

場合によっては、8月分以降の給付奨学金の受給資格が「停止」します。

在籍報告の手続きについて

◆対象者：新制度給付奨学金の奨学生全員

※令和3年10月以降、家計基準不該当により給付奨学金が「停止」になった奨学生も対象です。

*貸与奨学生の在籍報告は不要です。

◆手続方法：下記期限までに各自スカラネット・パーソナルにて「在籍報告」の入力を完了する。

◆報告期限（入力期限）：△大学ではなく機構の締切です△

令和4年7月6日（水）～ **令和4年7月25日（月）まで【期限厳守】**

* 8：00～25：00の間に入力を完了すること

◆注意事項（入力準備用紙について）：

F 他の給付金受給状況について

他の給付金とは、「入力準備用紙」2頁-Fの<他の給付金（国費）>枠内に記載の給付金のことです。他の給付金を受給している場合、日本学生支援機構の給付奨学金との併給ができず、給付奨学金は停止となり、振込みが止まります。

G・H 「あなた」や「生計維持者」の情報について

- ・住所情報は現住所（実際に住んでいる住所）について表示されます。住民票のみ変更があった場合は、現住所の変更には該当しません。
- ・新たな生計維持者を設定（入力）した場合は、後日、機構よりマイナンバーの提出を求められます。
- ・なお、今回の7月在籍報告において報告された生計維持者の情報は、令和4年10月の支援区分の確認（見直し）に適用されません。（令和5年10月適用予定）

（裏面につづく）

J 通学形態の確認（通学形態を変更した場合）

通学形態に変更がある（あった）場合は、機構に届出を行わなければなりません。下記のとおり、変更内容により届出方法が異なります。

自宅外通学に変更する場合は、要件（「入力準備用紙」5頁上段枠内記載）を満たしたうえで、下記①②の提出が必要です。該当者には、詳細を説明し書類を配付しますので、電話・学内メール等により、速やかに学生支援課まで連絡してください。

（自宅外通学→自宅通学に変更する場合は、学生支援課へのご連絡は不要です）

■ 「自宅通学」登録 → 自宅外通学に変更の場合

下記①②の書類を令和4年7月25日（月）までに提出してください。

①通学形態変更届兼自宅外証明書送付状（給付様式35）

②賃貸借契約書の写し・居住証明書等

※該当者の賃貸借契約形態により必要な書類が異なりますので、事前に確認が必要です。

※入居日から3か月以上経過後、上記①②の書類を提出した場合、入居日からの自宅外通学給付月額を受給できなくなります。

■ 「自宅外通学」登録→自宅通学に変更の場合

◇在籍報告の入力画面より変更できます。

*書類の提出は不要

※在籍報告期間以外でも通学形態に変更があった場合は、速やかに学生支援課に届け出てください。

- ・自宅通学→自宅外通学への変更の場合、変更後一定期間を経過すると、変更月からの自宅外通学者の給付月額が受けられなくなります。
- ・自宅外通学→自宅通学への変更の場合、入居日の翌月（入居日が月の初日の場合はその月）を変更始期として、給付奨学金が自宅外から自宅通学の給付額に変更されます。自宅外通学月額で振り込まれた給付奨学金は遡って減額されることがあるため、届出以降の振込時に調整されたり、機構から返金を求められたりすることもあります。

返金の対象になった場合は、学生支援課より通知文を配付（または送付）いたします。

6頁. 在留資格の証明書類について

国籍を「日本国以外」に変更した場合、6頁の提出書類について（該当者のみ）を参照し、事前に学生支援課に相談の上、7月25日（月）までに証明書類を提出してください。（提出先：熊本県立大学 学生支援課）

<問い合わせ>

熊本県立大学 学生支援課

（担当：日野・島尻）

電話：096-383-7896